

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道議会告示

○北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程..... 1

道人事委員会規則

○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則
..... 2

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... 2

○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 3

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... 4

○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則..... 24

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則..... 24

○北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則..... 24

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 24

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 24

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部
改正..... 25

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正..... 25

○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正..... 26

道労働委員会訓令

○行政不服審査法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... 26

○北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令..... 27

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則..... 27

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

平成11年北海道議会告示第2号（北海道議会情報公開条例の施行に関する規程）の一部を

次のように改正する。

平成28年3月31日

北海道議会議長 遠 藤 連

北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

北海道議会情報公開条例の施行に関する規程（平成11年北海道議会告示第2号）の一部を
次のように改正する。

第15条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」
に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「平成」を削り、「60日」を「3月」に、
「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「又は決定」を「又
は裁決」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「平成」を削る。

別記第10号様式中「平成」を削り、「60日」を「3月」に、「行政不服審査法に基づく異
議申立て」を「審査請求」に、「までに異議申立て」を「までに審査請求」に、「による異
議申立て」を「による審査請求」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する
決定」を「対する裁決」に、「又は決定」を「又は裁決」に改める。

別記第11号様式中「平成」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、

「

2 異議申立ての内容

」を「

2 審査請求の内容

」に改める。

別記第12号様式中「**第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書**」を「**第三者の審査請
求に係る公文書の開示通知書**」に改め、「平成」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、
「対する決定」を「対する裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定)」を「裁
決)」に改める。

別記第13号様式中「**異議申立てに係る公文書の開示通知書**」を「**審査請求に係る公文書の
開示通知書**」に改め、「平成」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」
を「対する裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定)」を「裁決)」に改め
る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1320

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則
(北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－28）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を、「小学校の校長」の次に「、副校長」を加える。

第 2 条の 3 の表中「中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。
(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7－188）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市町村立の小学校及び中学校の項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。
(通勤手当に関する規則の一部改正)

第 3 条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－284）の一部を次のように改正する。

第13条の 2 第 5 号中「第55条」を「第 8 条第 3 項」に改める。
(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 4 条 給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則 7－404）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「又は」を「、義務教育学校及び」に改め、「校長」の次に「、副校長」を加える。
(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第 5 条 義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－462）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1321

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－267）の一部を次のように改正する。

「環境福祉長

別表第 1 アの表総合振興局及び振興局の項中 室長（建設管理部に置かれる を
室の長に限る。）

「室長（建設管理部に置かれる
室の長に限る。）」に、「主幹（建設管理部に置かれるものを除く。）」を

「主幹」に、「課の長で人事委員会の定めるもの」を「課の長」に改め、

「

主幹（建設管理部に置かれる ものに限る。）	5 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、4 種）
--------------------------	---------------------------------

を削り、

「主任技師（建設管理部に置か
れるものに限る。）

を「社会福祉事務出張所長」に改め、

社会福祉事務出張所長

同表消防学校の項中「教頭」を「副校長」に改め、同表北海道博物館の項中
「アイヌ民族文化研究センター
長」を アイヌ民族文化研究センター
長

同表道立病院の項及び道立精神科病院の項中

「

副院長	3 種
事務長	4 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、3 種）

を

「

副院長 事務長	3 種
------------	-----

に改め、

同表高等技術専門学院の項中「分校長」を「分校長
課長」に、「課長
能力開発総合センター長」を

「主幹」に改める。

別表第 1 イの表教育局の項中

「

義務教育指導監	2 種
次長	3 種

を

義務教育指導監 次長	2 種	に、「課長」を
---------------	-----	---------

「課長
主幹」に改め、同表図書館の項中

室長	4 種	を
管理課長	5 種	

室長 管理課長	4 種	に改め、
------------	-----	------

同表美術館の項中「5 種」を「4 種」に改め、同表教育研究所の項中

管理課長 研究主幹	5 種	を
--------------	-----	---

管理課長	4 種	に改め、
研究主幹	5 種	

同表特別支援教育センターの項中「5 種」を「4 種」に改め、同表高等学校の項及び特別支
援学校の項中「（人事委員会の定めるものに限る。）」を削り、同項の次に次のように加える。

義務教育学校	校長 副校長	4 種
	教頭	5 種

別表第 1 ウの表警察本部の項中「管理官
参事」を「管理官
参事」に、「交通聴聞官」を
医療参事」

「交通聴聞官
医療主監」に改め、同表方面本部の項中「監察官」を「監察官
運転免許管理官」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1322

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－280）の一部を次のように改正する。

第27条第 2 項第 3 号中「として在職した期間」を削り、「場合における当該在職した期間
を除く。）」を「職員を除く。）」として在職した期間」に改める。

第29条の 6 第 2 項第 2 号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間
が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）」
を加える。

第29条の 8 第 1 項中「当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証
明に基づき、当該職員が」を削り、「のいずれに該当するか」を「に掲げる職員の区分」に
改め、同項第 1 号中「勤務成績」を「直近の人事評価（基準日以前において任命権者が実施
する直近の人事評価をいう。以下同じ。）の結果が上位（任命権者が定める当該職員が果た
すべき役割（以下「役割」という。）を果たした程度が通常を上回るものをいう。以下同じ。）
の段階である職員のうち、勤務成績」に改め、同項第 2 号中「勤務成績」を「直近の人事評
価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績」に改め、同項第 3 号中「勤務成績が良
好な職員」を「直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員
並びに直近の人事評価の結果が中位（役割を果たした程度が通常のものを用いる。以下同じ。）
の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の人事委
員会の定める職員を除く。）」に改め、同項第 4 号中「勤務成績が良好でない」を「直近の
人事評価の結果が下位（役割を果たした程度が通常を下回るものをいう。以下同じ。）の段階
である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事委
員会の定める」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号」
に改め、同項を同条第 2 項とする。

第29条の 8 の 2 第 1 項中「当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績
の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するか」を「次の各号に掲げる職員の
区分」に改め、同項第 1 号中「勤務成績」を「直近の人事評価の結果が上位の段階である職
員のうち、勤務成績」に改め、同項第 2 号中「勤務成績が良好な職員」を「直近の人事評価
の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が
中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の
人事委員会の定める職員を除く。）」に改め、同項第 3 号中「勤務成績が良好でない」を「直近
の人事評価の結果が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処
分を受けた職員その他の人事委員会の定める」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年 6 月に支給する勤勉手当に関する下位区分の適用に係る経過措置）

- 2 平成28年6月に支給する勤勉手当について、職員（附則第4項に規定する職員を除く。次項において同じ。）の成績率をこの規則による改正後の給与の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第29条の8第1項第4号又は第29条の8の2第3号に該当するものとして定めようとする場合は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。（平成28年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置）
- 3 職員に対して平成28年6月に支給する勤勉手当の成績率については、平成27年12月に支給した勤勉手当に係る職員の勤務成績を特に優秀若しくは優秀であると判定し、又は良好でないと判定するに当たり考慮された事実が基準日以前において任命権者が実施する直近の人事評価の結果に影響を及ぼしたことが明らかなときは、当該事実を考慮せず定めるものとする。（平成28年6月及び同年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置）
- 4 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の適用を受ける職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた教員（以下「充て指導主事」という。）及び北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）第2章に規定する本庁又は同規則第3章に規定する出先機関に勤務する職員（充て指導主事を除く。）を除く。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の適用を受ける職員に対して平成28年6月及び同年12月に支給する勤勉手当については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道人事委員会委員長 鉦 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1323

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 級別標準職務（第3条）」を「第2章 削除」に、「第23条」を「第23条の2」に、「第27条」を「第31条」に、「第7章 削除」を「第7章 昇給（第32条-第40条）」を

「第7章 昇給（第32条-第39条）
第8章 降号（第40条）」に改める。

第2条中第14号を第15号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に

次の1号を加える。

（4）降号 職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条 削除

第11条を次のように改める。

（新たに職員となった者の号俸）

第11条 新たに職員となった者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

（1）次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号俸

ア 前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている職員 当該号俸

イ 前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条の2第1項の規定により得られる号俸

（2）初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号俸

第22条第4項を次のように改める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。第23条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7の2に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。

第23条第4項を削り、同条を第23条の2とし、第22条の次に次の1条を加える。

（降格）

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合又は職員からの申出に基づき任命権者が認める場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第24条第1項中「降格させ」を「当該職務に応じて降格させ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第19条第3項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

第25条第3項中「第23条」を「第23条の2」に改める。

第26条第2項中「第24条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第7章の章名を削る。

第32条第2項中「及び」の次に「警察職員給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める日は、昇給日前1年間における9月30日とし、昇給日前における」を加え、「12月1日（以下）」を「3月31日（以下これらの日を）」に改める。

第33条を削る。

第33条の2中「及び学校職員給与条例第6条第4項」を「、学校職員給与条例第6条第4項及び警察職員給与条例第6条第4項」に改め、同条を第33条とする。

第35条第1項中「職員の勤務成績」を「評価終了日以前における直近の人事評価の結果（以下「評価結果」という。）がある職員の勤務成績」に改め、「、第33条第1項本文に規定する勤務成績の証明に基づき」を削り、「第3号」を「第3号ア又はイ」に改め、同項第3号中「基準期間」を「評価終了日以前1年間」に、「第33条の2」を「第33条」に、「及び学校職員給与条例第6条第4項後段」を「、学校職員給与条例第6条第4項後段及び警察職員給与条例第6条第4項後段」に改め、同条第9項中「第1項」の次に「又は第3項」を加え、「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「第5項」を「第7項」に、「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、「割合は」の次に「、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の」を「前3項の」に改め、同項第1号中「基準期間」を「評価終了日以前1年間」に、「当該期間の末日」を「評価終了日」に、「同じ」を「「基準期間」という」に、「前項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同号アに掲げる職

員にあってはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣されていたこと等の事情により、評価結果の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

第36条を削る。

第37条中「及び学校職員給与条例第6条第6項」を「、学校職員給与条例第6条第6項及び警察職員給与条例第6条第6項」に改め、「附則第5項」の次に「又は警察職員給与条例附則第45項」を加え、同条を第36条とする。

第38条を第37条とし、第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

第8章を第7章とし、同章の次に次の1章を加える。

第8章 降号

第40条 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の5の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、降号した日の前日に受けていた号俸より2号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあっては、当該最低の号俸）とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2オの表中「教頭」を「副校長
教頭」に改める。

別表第3の中学卒の項(1)中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第5の備考第4項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2 降格時号俸対応表（第23条の2関係）

ア 行政職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26

7	37	23	23	15	15	19	19	23	27	42	88	60	58	50	52	85	61	45	
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28	43	90	62	59	51	54	85	61	45	
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29	44	92	64	60	52	56	85	61	45	
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30	45	93	66	63	53	58	85	61	45	
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31	46	93	68	66	54	60	85			
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32	47	93	70	69	55	62	85			
13	45	29	29	21	21	25	25	33	36	48	93	72	72	56	64	85			
14	46	30	30	22	22	26	26	38	40	49	93	76	75	57	66	85			
15	47	31	31	23	23	27	27	43	44	50	93	80	78	58	76	85			
16	48	32	32	24	24	28	28	45	45	51	93	84	81	59	88	85			
17	49	33	33	25	25	29	29	45	45	52	93	88	84	60	92	85			
18	50	34	34	26	26	30	30	45	45	53	93	93	88	61	93	85			
19	51	35	35	27	27	31	31	45	45	54	93	98	92	62	93	85			
20	52	36	36	28	28	32	32	45	45	55	93	103	97	63	93	85			
21	53	37	37	29	29	34	33	45	45	56	93	109	102	64	93	85			
22	54	38	38	30	30	36	34	45		57	93	115	107	65	93	85			
23	55	39	39	31	31	38	35	45		58	93	121	112	66	93	85			
24	56	40	40	32	32	40	36	45		59	93	125	113	67	93	85			
25	58	41	41	33	33	42	38	45		60	93	125	113	68	93	85			
26	60	42	42	34	34	44	40	45		61	93	125	113	69	93	85			
27	62	43	43	35	35	46	42	45		62	93	125	113	70	93				
28	64	44	44	36	36	48	47	45		63	93	125	113	71	93				
29	66	45	45	37	37	52	52	45		64	93	125	113	72	93				
30	68	46	46	38	38	56	57	45		65	93	125	113	73	93				
31	70	47	47	39	39	67	61	45		66	93	125	113	74	93				
32	72	48	48	40	40	80	61	45		67	93	125	113	75	93				
33	74	49	49	41	41	82	61	45		68	93	125	113	80	93				
34	76	50	50	42	42	84	61	45		69	93	125	113	85	93				
35	78	51	51	43	43	85	61	45		70	93	125	113	88	93				
36	80	52	52	44	44	85	61	45		71	93	125	113	89	93				
37	81	53	53	45	45	85	61	45		72	93	125	113	90	93				
38	82	54	54	46	46	85	61	45		73	93	125	113	91	93				
39	83	55	55	47	47	85	61	45		74	93	125	113	92	93				
40	84	56	56	48	48	85	61	45		75	93	125	113	93	93				
41	86	58	57	49	50	85	61	45		76	93	125	113	94	93				

77	93	125	113	95	93				
78	93	125	113	96	93				
79	93	125	113	96	93				
80	93	125	113	97	93				
81	93	125	113	98	93				
82	93	125	113	98	93				
83	93	125	113	99	93				
84	93	125	113	100	93				
85	93	125	113	100	93				
86	93	125	113	101					
87	93	125	113	102					
88	93	125	113	102					
89	93	125	113	103					
90	93	125	113	103					
91	93	125	113	104					
92	93	125	113	105					
93	93	125	113	105					
94	93	125	113						
95	93	125	113						
96	93	125	113						
97	93	125	113						
98	93	125	113						
99	93	125	113						
100	93	125	113						
101	93	125	113						
102	93	125	113						
103	93	125	113						
104	93	125	113						
105	93	125	113						
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							

112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

イ 公安職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29

18	25	29	34	42	26	26	30	30	53	61	65	69	81	61	87	85	
19	26	30	35	43	27	27	31	31	54	62	66	70	82	62	90	85	
20	27	31	36	44	28	28	32	32	55	63	67	71	83	63	93	85	
21	28	32	37	45	29	29	33	33	56	64	68	72	84	64	93	85	
22	29	33	38	46	30	30	34	34	57	65	69	73	86	65	93	85	
23	30	35	39	47	31	31	35	35	58	66	70	74	88	66	93	85	
24	31	36	40	48	32	32	36	36	59	67	71	75	90	67	93	85	
25	32	36	41	49	33	33	37	37	60	68	72	76	92	68	93	85	
26	33	37	42	50	34	34	38	38	61	69	73	77	95	69	93	85	
27	34	39	43	51	35	35	39	39	62	70	74	78	98	70	93	85	
28	35	40	44	52	36	36	40	40	63	71	75	79	101	71	93	85	
29	36	41	45	53	37	37	41	43	64	72	76	80	104	72	93	85	
30	37	42	46	54	38	38	42	52	65	73	77	81	105	73	93	85	
31	38	43	47	55	39	39	43	62	66	74	78	82	106	74	93	85	
32	39	44	48	56	40	40	44	68	67	75	79	83	107	75	93	85	
33	40	45	49	57	41	41	45	69	68	76	80	84	116	78	93	85	
34	42	46	50	58	42	42	46	69	69	77	81	86	125	79	93	85	
35	43	47	51	59	43	43	47	69	70	78	82	88	125	80	93		
36	44	48	52	60	44	44	48	69	71	79	83	90	125	81	93		
37	45	49	53	61	45	45	49	69	72	80	84	92	125	82	93		
38	46	50	54	62	46	46	50	69	73	81	85	93	125	83	93		
39	47	51	55	63	47	47	51	69	74	82	86	94	125	84	93		
40	48	52	56	64	48	48	52	69	75	83	87	95	125	85	93		
41	49	53	57	65	49	49	54	69	76	84	88	96	125	86	93		
42	50	54	58	66	50	50	56	69	77	85	89	97	125	87	93		
43	51	55	59	67	51	51	58	69	78	86	90	98	125	88	93		
44	52	56	60	68	52	52	68	69	79	87	91	99	125	89	93		
45	53	57	61	70	53	53	79	69	80	88	92	100	125	90	93		
46	54	58	62	72	54	54	82		81	90	93	101	125	91	93		
47	55	58	63	74	55	55	85		82	92	94	102	125	92	93		
48	56	59	64	76	56	56	85		83	94	95	103	125	93	93		
49	57	60	65	77	57	59	85		84	96	96	104	125	94	93		
50	58	61	66	78	58	62	85		85	97	97	105	125	94	93		
51	59	62	67	79	59	65	85		86	98	98	106	125	95			
52	60	64	68	80	60	75	85		87	99	99	107	125	96			

88	100	100	108	125	96				123	125	145	141					
89	101	102	110	125	97				124	125	145	141					
90	102	104	112	125	97				125	125	145	141					
91	103	106	114	125	97				126	125	145						
92	104	108	116	125	97				127	125	145						
93	106	109	118	125	97				128	125	145						
94	108	110	120	125					129	125	145						
95	110	111	122	125					130	125	145						
96	112	112	132	125					131	125	145						
97	114	113	137	125					132	125	145						
98	116	114	138						133	125	145						
99	118	115	139						134	125	145						
100	120	116	141						135	125	145						
101	122	119	141						136	125	145						
102	124	122	141						137	125	145						
103	125	125	141						138	125	145						
104	125	128	141						139	125	145						
105	125	131	141						140	125	145						
106	125	134	141						141	125	145						
107	125	137	141						142	125							
108	125	140	141						143	125							
109	125	142	141						144	125							
110	125	144	141						145	125							
111	125	145	141														
112	125	145	141														
113	125	145	141														
114	125	145	141														
115	125	145	141														
116	125	145	141														
117	125	145	141														
118	125	145	141														
119	125	145	141														
120	125	145	141														
121	125	145	141														
122	125	145	141														

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	17	13
2	22	18	18	14
3	23	19	19	15
4	24	20	20	16
5	25	21	21	17
6	26	22	22	18
7	27	23	23	19
8	28	24	24	20

9	29	25	25	21	44	69	69	112	68
10	30	26	26	22	45	69	69	113	70
11	31	27	27	23	46	69	69	113	75
12	32	28	28	24	47	69	69	113	80
13	34	29	29	25	48	69	69	113	85
14	36	30	30	26	49	69	69	113	89
15	38	31	31	27	50	69	69	113	90
16	40	32	32	28	51	69	69	113	91
17	42	33	33	29	52	69	69	113	93
18	44	34	34	30	53	69	69	113	94
19	46	35	35	31	54	69	69	113	95
20	48	36	36	32	55	69	69	113	96
21	51	38	38	33	56	69	69	113	97
22	54	40	40	34	57	69	69	113	97
23	57	42	42	35	58	69	69	113	97
24	60	44	44	36	59	69	69	113	97
25	63	46	46	37	60	69	69	113	97
26	66	48	48	38	61	69	69	113	97
27	69	50	50	39	62	69	69	113	97
28	69	52	52	40	63	69	69	113	97
29	69	54	53	41	64	69	69	113	97
30	69	56	54	42	65	69	69	113	97
31	69	58	55	43	66	69	69	113	97
32	69	60	56	44	67	69	69	113	97
33	69	62	59	45	68	69	69	113	97
34	69	64	62	46	69	69	69	113	97
35	69	66	65	47	70		69	113	97
36	69	68	68	48	71		69	113	97
37	69	69	73	51	72		69	113	97
38	69	69	78	54	73		69	113	97
39	69	69	83	57	74		69	113	97
40	69	69	89	60	75		69	113	97
41	69	69	95	62	76		69	113	97
42	69	69	102	64	77		69	113	97
43	69	69	107	66	78		69	113	97

79		69	113	97
80		69	113	97
81		69	113	97
82		69	113	
83		69	113	
84		69	113	
85		69	113	
86		69	113	
87		69	113	
88		69	113	
89		69	113	
90		69	113	
91		69	113	
92		69	113	
93		69	113	
94		69	113	
95		69	113	
96		69	113	
97		69	113	
98		69		
99		69		
100		69		
101		69		
102		69		
103		69		
104		69		
105		69		
106		69		
107		69		
108		69		
109		69		
110		69		
111		69		
112		69		
113		69		

エ 高等学校教育職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	21	29	25	41
2	22	29	26	42
3	23	29	27	43
4	24	30	28	44
5	25	31	29	45
6	26	32	30	46
7	27	33	31	47
8	28	34	32	48
9	29	35	33	49
10	30	36	34	50
11	31	37	35	51
12	32	38	36	52
13	33	39	37	53
14	34	41	38	54
15	35	42	39	55
16	36	43	40	56
17	37	43	41	57
18	38	44	42	58
19	39	45	43	59
20	40	46	44	60
21	41	47	45	61
22	42	48	46	62
23	43	49	47	63
24	44	50	48	64
25	45	51	49	66
26	46	52	50	68
27	47	54	51	70
28	48	55	52	72
29	50	56	53	74
30	52	57	54	76
31	54	58	55	78
32	56	59	56	80

33	58	60	57	83	68	153	96	94	
34	60	61	58	86	69	153	97	97	
35	62	62	59	89	70	153	98	100	
36	64	63	60	89	71	153	99	103	
37	66	64	61	89	72	153	100	106	
38	68	65	62	89	73	153	101	111	
39	70	66	63	89	74	153	102	114	
40	72	67	64	89	75	153	103	117	
41	73	68	65	89	76	153	104	117	
42	74	69	66	89	77	153	106	117	
43	75	70	67	89	78	153	108	117	
44	76	71	68	89	79	153	110	117	
45	78	72	69	89	80	153	112	117	
46	80	73	70	89	81	153	114	117	
47	82	74	71	89	82	153	116	117	
48	84	76	72	89	83	153	118	117	
49	86	77	73	89	84	153	120	117	
50	88	78	74		85	153	125	117	
51	90	79	75		86	153	130	117	
52	92	80	76		87	153	135	117	
53	94	81	77		88	153	140	117	
54	96	82	78		89	153	142	117	
55	98	83	79		90	153	144		
56	100	84	80		91	153	145		
57	103	85	81		92	153	145		
58	106	86	82		93	153	145		
59	109	87	83		94	153	145		
60	112	88	84		95	153	145		
61	117	89	85		96	153	145		
62	122	90	86		97	153	145		
63	127	91	87		98	153	145		
64	132	92	88		99	153	145		
65	138	93	89		100	153	145		
66	144	94	90		101	153	145		
67	150	95	91		102	153	145		

103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153	145		
107	153	145		
108	153	145		
109	153	145		
110	153	145		
111	153	145		
112	153	145		
113	153	145		
114	153	145		
115	153	145		
116	153	145		
117	153	145		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			

138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

オ 中学校及び小学校教育職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	9	41	9	57
2	10	41	10	58
3	10	41	11	59
4	11	42	12	60
5	12	43	13	61
6	13	44	14	62
7	14	45	15	63
8	15	46	16	64
9	16	47	17	65
10	17	48	18	66
11	18	49	19	67
12	19	50	20	68
13	20	51	21	69
14	21	53	22	70
15	23	54	23	71
16	24	55	24	72
17	25	55	25	73
18	26	56	26	74
19	27	57	27	75
20	28	58	28	80
21	29	59	29	85
22	30	60	30	90
23	31	61	31	96

24	32	62	32	100	59	82	99	67	
25	33	63	33	102	60	84	100	68	
26	34	64	34	104	61	87	101	69	
27	35	66	35	105	62	90	102	70	
28	36	67	36	105	63	93	103	71	
29	37	68	37	105	64	96	104	72	
30	38	69	38	105	65	101	105	73	
31	39	70	39	105	66	106	106	74	
32	40	71	40	105	67	111	107	75	
33	41	72	41	105	68	116	108	76	
34	42	73	42	105	69	119	110	77	
35	43	74	43	105	70	122	112	78	
36	44	75	44	105	71	125	114	79	
37	45	76	45	105	72	125	116	80	
38	46	77	46	105	73	125	117	81	
39	47	78	47	105	74	125	118	82	
40	48	79	48	105	75	125	119	83	
41	50	80	49	105	76	125	120	84	
42	52	81	50	105	77	125	121	85	
43	54	82	51	105	78	125	122	86	
44	56	83	52	105	79	125	123	87	
45	58	85	53	105	80	125	124	88	
46	60	86	54	105	81	125	126	89	
47	62	87	55	105	82	125	128	90	
48	64	88	56	105	83	125	130	91	
49	66	89	57	105	84	125	132	101	
50	68	90	58		85	125	135	102	
51	70	91	59		86	125	138	103	
52	72	92	60		87	125	141	105	
53	73	93	61		88	125	144	106	
54	74	94	62		89	125	147	107	
55	75	95	63		90	125	150	108	
56	76	96	64		91	125	153	109	
57	78	97	65		92	125	156	110	
58	80	98	66		93	125	157	111	

94	125	157	112		129	125			
95	125	157	113		130	125			
96	125	157	114		131	125			
97	125	157	115		132	125			
98	125	157	117		133	125			
99	125	157	117		134	125			
100	125	157	117		135	125			
101	125	157	117		136	125			
102	125	157	117		137	125			
103	125	157	117		138	125			
104	125	157	117		139	125			
105	125	157	117		140	125			
106	125	157			141	125			
107	125	157			142	125			
108	125	157			143	125			
109	125	157			144	125			
110	125	157			145	125			
111	125	157			146	125			
112	125	157			147	125			
113	125	157			148	125			
114	125	157			149	125			
115	125	157			150	125			
116	125	157			151	125			
117	125	157			152	125			
118	125				153	125			
119	125				154	125			
120	125				155	125			
121	125				156	125			
122	125				157	125			
123	125				カ 研究職給料表降格時号俸対応表				
124	125				降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
125	125					1 級	2 級	3 級	4 級
126	125				1	25	33	17	21
127	125				2	26	34	18	22
128	125								

3	27	35	19	23	38	76	98	60	85
4	28	36	20	24	39	78	101	62	85
5	29	37	21	25	40	80	106	64	85
6	30	38	22	26	41	82	111	67	85
7	31	39	23	27	42	84	116	70	85
8	32	40	24	28	43	86	121	74	85
9	33	41	25	29	44	88	121	78	85
10	34	42	26	30	45	89	121	82	85
11	35	43	27	31	46	90	121	86	85
12	36	44	28	32	47	91	121	89	85
13	37	45	29	33	48	92	121	92	85
14	38	46	30	34	49	93	121	94	85
15	39	47	31	35	50	94	121	96	85
16	40	48	32	36	51	95	121	98	85
17	41	50	33	38	52	96	121	100	85
18	42	52	34	40	53	97	121	101	85
19	43	54	35	42	54	98	121	101	85
20	44	56	36	44	55	99	121	101	85
21	46	58	37	46	56	100	121	101	85
22	48	60	38	48	57	102	121	101	85
23	50	62	39	50	58	104	121	101	85
24	52	64	40	52	59	106	121	101	85
25	53	66	41	54	60	108	121	101	85
26	54	68	42	58	61	112	121	101	85
27	55	70	43	61	62	116	121	101	85
28	56	72	44	64	63	120	121	101	85
29	59	74	46	68	64	121	121	101	85
30	62	76	48	72	65	121	121	101	85
31	65	78	50	76	66	121	121	101	85
32	68	80	52	80	67	121	121	101	85
33	69	83	53	82	68	121	121	101	85
34	70	86	54	84	69	121	121	101	85
35	71	89	55	85	70	121	121	101	85
36	72	92	56	85	71	121	121	101	85
37	74	95	58	85	72	121	121	101	85

73	121	121	101	85
74	121	121	101	
75	121	121	101	
76	121	121	101	
77	121	121	101	
78	121	121	101	
79	121	121	101	
80	121	121	101	
81	121	121	101	
82	121	121	101	
83	121	121	101	
84	121	121	101	
85	121	121	101	
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121	121		
91	121	121		
92	121	121		
93	121	121		
94	121	121		
95	121	121		
96	121	121		
97	121	121		
98	121	121		
99	121	121		
100	121	121		
101	121	121		
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			

108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

キ 医療職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41

18	38	34	42	53	65	97	89
19	39	35	43	54	65	97	89
20	40	36	44	55	65	97	89
21	41	37	45	56	65	97	89
22	42	38	46	57	65	97	89
23	43	39	47	58	65	97	89
24	44	40	48	59	65	97	89
25	45	41	49	60	65	97	89
26	46	42	50	61	65	97	89
27	47	43	51	62	65	97	89
28	50	44	52	63	65	97	89
29	53	45	53	64	65	97	89
30	56	46	54	65	65	97	89
31	59	47	55	66	65	97	
32	62	48	56	67	65	97	
33	65	49	57	68	65	97	
34	65	50	58	69	65	97	
35	65	51	59	70	65	97	
36	65	52	60	71	65	97	
37	65	54	62	72	65	97	
38	65	56	64	73	65	97	
39	65	58	66	74	65	97	
40	65	60	68	75	65	97	
41	65	62	70	76	65	97	
42	65	64	74	77	65	97	
43	65	66	78	78	65	97	
44	65	68	82	79	65	97	
45	65	71	86	80	65	97	
46	65	74	88	81	65	97	
47	65	77	89	82	65	97	
48	65	82	89	83	65	97	
49	65	87	89	84	65	97	
50	65	92	89	85	65	97	
51	65	97	89	86	65	97	
52	65	97	89	87	65	97	

88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ク 医療職給料表(2)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	21	17	13	17	17	17	25
2	22	18	14	18	18	18	26
3	23	19	15	19	19	19	27
4	24	20	16	20	20	20	28
5	25	21	17	21	21	21	29
6	26	22	18	22	22	22	30
7	27	23	19	23	23	23	31
8	28	24	20	24	24	24	32
9	29	25	21	25	25	25	33
10	30	26	22	26	26	26	34
11	31	27	23	27	27	27	35
12	32	28	24	28	28	28	39
13	33	29	25	29	29	29	43
14	34	30	26	30	30	30	47
15	35	31	27	31	31	31	51
16	36	32	28	32	32	32	53
17	37	33	29	33	33	33	53
18	38	34	30	34	34	34	53
19	39	35	31	35	35	35	53
20	40	36	32	36	36	36	53
21	41	37	33	37	37	38	53

22	42	38	34	38	38	40	53
23	43	39	35	39	39	42	53
24	44	40	36	40	40	44	53
25	45	41	37	41	41	51	53
26	46	42	38	42	42	58	53
27	47	43	39	43	43	66	53
28	48	44	40	44	44	69	53
29	50	45	41	45	45	69	53
30	52	46	42	46	46	69	53
31	54	47	43	47	47	69	53
32	56	48	44	48	48	69	53
33	57	49	45	50	50	69	53
34	58	50	46	52	52	69	53
35	59	51	47	54	54	69	53
36	60	52	48	56	56	69	53
37	62	53	49	57	59	69	53
38	64	54	50	58	62	69	
39	66	55	51	59	65	69	
40	68	56	52	60	69	69	
41	70	57	53	63	73	69	
42	72	58	54	66	77	69	
43	74	59	55	69	81	69	
44	76	60	56	72	88	69	
45	78	61	57	76	89	69	
46	80	62	58	80	89	69	
47	82	63	59	84	89	69	
48	84	64	60	90	89	69	
49	85	65	61	96	89	69	
50	85	66	62	102	89	69	
51	85	67	63	105	89	69	
52	85	68	64	105	89	69	
53	85	70	65	105	89	69	
54	85	72	66	105	89		
55	85	74	67	105	89		
56	85	76	68	105	89		

57	85	78	69	105	89			92	85	105	113				
58	85	80	70	105	89			93	85	105	113				
59	85	82	71	105	89			94	85	105	113				
60	85	84	72	105	89			95	85	105	113				
61	85	91	74	105	89			96	85	105	113				
62	85	98	76	105	89			97	85	105	113				
63	85	105	78	105	89			98	85	105	113				
64	85	105	80	105	89			99	85	105	113				
65	85	105	82	105	89			100	85	105	113				
66	85	105	84	105	89			101	85	105	113				
67	85	105	86	105	89			102	85	105	113				
68	85	105	88	105	89			103	85	105	113				
69	85	105	89	105	89			104	85	105	113				
70	85	105	90	105				105	85	105	113				
71	85	105	91	105				106		105					
72	85	105	92	105				107		105					
73	85	105	94	105				108		105					
74	85	105	113	105				109		105					
75	85	105	113	105				110		105					
76	85	105	113	105				111		105					
77	85	105	113	105				112		105					
78	85	105	113	105				113		105					
79	85	105	113	105											
80	85	105	113	105											
81	85	105	113	105											
82	85	105	113	105											
83	85	105	113	105											
84	85	105	113	105											
85	85	105	113	105											
86	85	105	113	105											
87	85	105	113	105											
88	85	105	113	105											
89	85	105	113	105											
90	85	105	113												
91	85	105	113												

ケ 医療職給料表(3)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25

10	24	34	22	26	30	26	45	61	69	57	61	93	81
11	26	35	23	27	31	27	46	62	70	58	62	93	81
12	27	36	24	28	32	28	47	63	71	59	63	93	81
13	28	37	25	29	33	29	48	64	72	60	64	93	81
14	29	38	26	30	34	30	49	65	73	61	65	93	81
15	30	39	27	31	35	31	50	66	74	62	66	93	81
16	32	40	28	32	36	32	51	67	75	63	67	93	81
17	33	41	29	33	37	33	52	68	76	64	68	93	81
18	34	42	30	34	38	34	53	69	77	65	70	93	81
19	35	43	31	35	39	35	54	70	78	66	72	93	81
20	36	44	32	36	40	36	55	71	79	67	74	93	81
21	37	45	33	37	41	37	56	72	80	68	76	93	81
22	38	46	34	38	42	38	57	73	81	69	77	93	81
23	39	47	35	39	43	39	58	74	82	70	78	93	
24	40	48	36	40	44	40	59	75	83	71	79	93	
25	41	49	37	41	45	41	60	76	84	72	80	93	
26	42	50	38	42	46	42	61	77	85	73	82	93	
27	43	51	39	43	47	43	62	78	86	74	84	93	
28	44	52	40	44	48	44	63	79	87	75	86	93	
29	45	53	41	45	50	45	64	80	88	76	88	93	
30	46	54	42	46	52	46	65	82	89	77	90	93	
31	47	55	43	47	54	47	66	84	90	78	92	93	
32	48	56	44	48	56	48	67	86	91	79	94	93	
33	49	57	45	49	58	49	68	88	92	80	98	93	
34	50	58	46	50	60	50	69	89	93	81	102	93	
35	51	59	47	51	62	51	70	90	94	82	106	93	
36	52	60	48	52	64	56	71	91	95	83	110	93	
37	53	61	49	53	66	61	72	92	96	84	112	93	
38	54	62	50	54	68	66	73	94	97	85	113	93	
39	55	63	51	55	70	69	74	96	98	86	113	93	
40	56	64	52	56	72	72	75	98	99	87	113	93	
41	57	65	53	57	78	75	76	100	100	88	113	93	
42	58	66	54	58	84	78	77	101	101	89	113	93	
43	59	67	55	59	90	81	78	102	102	90	113	93	
44	60	68	56	60	93	81	79	103	103	91	113	93	

80	104	104	92	113	93		115	169	153				
81	108	107	93	113	93		116	169	153				
82	112	110	94	113			117	169	153				
83	116	113	95	113			118	169	153				
84	120	116	96	113			119	169	153				
85	124	120	98	113			120	169	153				
86	128	124	100	113			121	169	153				
87	132	128	102	113			122	169	153				
88	136	132	104	113			123	169	153				
89	140	135	105	113			124	169	153				
90	144	140	106	113			125	169	153				
91	148	145	107	113			126	169					
92	152	150	110	113			127	169					
93	156	153	113	113			128	169					
94	160	153	116				129	169					
95	164	153	119				130	169					
96	168	153	122				131	169					
97	169	153	125				132	169					
98	169	153	125				133	169					
99	169	153	125				134	169					
100	169	153	125				135	169					
101	169	153	125				136	169					
102	169	153	125				137	169					
103	169	153	125				138	169					
104	169	153	125				139	169					
105	169	153	125				140	169					
106	169	153	125				141	169					
107	169	153	125				142	169					
108	169	153	125				143	169					
109	169	153	125				144	169					
110	169	153	125				145	169					
111	169	153	125				146	169					
112	169	153	125				147	169					
113	169	153	125				148	169					
114	169	153					149	169					

150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第27号）附則第2項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第71号）附則第2項及び第3項、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第72号）附則第2項並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第74号）附則第2項及び第3項に規定する人事委員会規則で定めるもの及び人事委員会規則で定める職務の級は、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。
- この規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条の規定に基づいて人事委員会の行った承認は、前項の規定に基づいて行われた人事委員会の承認とみなす。
- この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）第23条第3項の規定により職員をこの規則の施行の日以降に降格させた場合におけるその者の号俸については、新規則第23条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。（平成29年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）
- 職員（次項及び附則第7項に規定する職員を除く。）の平成29年1月1日に行われる昇給に係る昇給区分については、平成28年1月1日に行われた昇給に係る職員の昇給区分を決定するに当たり考慮された事実を考慮せず決定するものとする。
- 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の適用を受ける職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた教員（以下「充て指導主事」という。）及び北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）第2章に規定する本庁又は同規則第3章に規定する出先機関に勤務する職員（充て指導主事を除く。）を除く。）の平成29年1月1日に行われる昇給については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の適用を受ける職員の平成29年1月1日に行われる昇給については、新規則第32条第2項中「道職員給与条例第5条第4項及び警察職員給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める

日は、昇給日前1年間における9月30日とし、昇給日前における学校職員給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める日は、昇給日前1年間における3月31日（以下これらの日を「評価終了日」という。）とあるのは「警察職員給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める期間は、平成28年1月1日から同年9月30日までの期間」と、新規則第35条第1項中「評価終了日以前における直近の」とあるのは「平成28年1月1日から同年9月30日までの期間における」と、同項第3号中「評価終了日以前1年間」とあるのは「平成28年1月1日から同年9月30日までの期間」と、同条第4項第1号中「評価終了日以前1年間」とあるのは「平成28年1月1日から同年9月30日までの期間」と、「評価終了日まで」とあるのは「当該期間の末日まで」とする。

（給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

- 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 降号 職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。

第3条第2項第2号中「基準級より下位の職務の級に」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 切替日以降に降号をした職員

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、降格又は降号をした日の前日に受けていた号俸に対応する給料月額と降格又は降号後に受けることとなる号俸に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額に相当する額

（平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

- 平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1293）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 施行日以降に降号（職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第4条第1項第2号中「除く。」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」及び「（降格）」の次に「又は降号」を加える。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年 3月31日 北海道人事委員会委員長 鯉 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1324 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－754）の一部を次のように改正する。 附則第2項中「2万7,600円」を「3万円」に改める。 附 則 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。 地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年 3月31日 北海道人事委員会委員長 鯉 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1325 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－1107）の一部を次のように改正する。 附則第2項第1号中「100分の18.5」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15.5」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の14」を「100分の15」に改める。 附則第3項中「100分の15.5」を「100分の16」に改める。 附 則 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。 北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年 3月31日 北海道人事委員会委員長 鯉 田 信 知 北海道人事委員会規則9－5 北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員等の分限に関する規則（北海道人事委員会規則11－3）の一部を次のように改正する。 第2条中「及び降任」を「、降任及び降給」に改める。 第3条第1項中「第2条第2項」の次に「及び第2条の2第2項」を加える。 附 則 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年 3月31日 北海道人事委員会委員長 鯉 田 信 知 北海道人事委員会規則14－70 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。 別表知事部局の項本庁の事項中「主幹」を「主幹 職業訓練指導主事」に改め、同項総合振興局の事項中「副局長」を「副局長 地域創生総括」に、「地域政策部」を「地域創生部」に、「総務係長」を「総務課長 総務課主幹 総務係長 税務課長 課税課長 納税課長 納税課主幹」に、「医療参事 環境福祉長」を「医療参事」に改め、「（人事委員会が定めるものを除く。）」及び「（人事委員会が定めるものに限る。）」を削り、「管理課長、森林整備課長及び主幹」を「課長、主幹及び事務所長」に、「課長 建設指導課主幹」を「課長及び主幹」に、「担当する次長」を「担当する次長 水産技術普及指導所長」に改め、同項振興局の事項中「副局長」を「副局長 地域創生総括」に、「地域政策部」を「地域創生部」に、「総務係長」を「総務課長 総務課主幹 総務係長 税務課長 課税課長 納税課長 納税課主幹」に、「医療参事 環境福祉長」を「医療参事」に改め、「保健行政室の企画総務課長」の次に「、健康推進課長及び生活衛生課長」を加え、「及び企画総務課長」を「、企画総務課長、健康推進課長及び生活衛生課長」に、「管理課長、道民の森課長、森林整備課長及び主幹」を「課長、主幹及び事務所長」に改め、「建設管理部各室の課長」の次に「及び主幹」を加え、「（支所に置かれるものを除く。）」を削り、「及び支所長」を「及び支所長 水産技術普及指導所長」に改め、同項消防学校の事項中「教頭」を「副校長」に改め、同項高等技術専門学院の事項中「庶務課長」を「訓練管理課長 主幹 能力開発総合センター長」に改め、同項障害者職業能力開発校の事項中「庶務課長」を「庶務課長 訓練第一課長 訓練第二課長」に改める。 別表教育庁の項教育局の事項中「課長」を「課長 主幹」に改める。 附 則 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。
道 人 事 委 員 会 訓 令	
北海道人事委員会訓令第2号 庁 中 一 般 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年 3月31日	

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 別表第3総務審査課長専決事項第4項中「が、営利企業等に従事すること」を「の営利企業への従事等」に改める。 附 則 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。				山振興局管内の項中 「奥尻町字赤石奥尻高等学校4」を削り、上 川総合振興局管内の項中 「名寄市風連町字東風連東風連小学校1」を削り、 「南富良野町字金山金山小学校2南富良野町字下金山下金山小学校2」を 「南富良野町字下金山南富良野西小学校2」に改め、留 萌振興局管内の項中 「増毛町舎熊舎熊小学校1」及び 「天塩町字オヌプナイ啓徳中学校3」を削り、宗 谷総合振興局管内の項中 「稚内市大字抜海村字上ユーチ上勇知小学校3稚内市大字抜海村字上ユーチ上勇知中学校3」及び 「礼文町大字船泊村字ホロナイ神崎小学校5ホ」を削り、 「利尻富士町鬼脇字鬼脇」を「利尻富士町鬼脇字清川」に改め、オホーツク総合振興局管内の項中 「北見市常呂町字日吉日吉小学校2」を削り、 「斜里町ウトロ高原ウトロ小学校3斜里町ウトロ高原ウトロ中学校3斜里町字朱円朱円小学校2斜里町字以久科南以久科小学校2」を 「斜里町ウトロ高原知床ウトロ学校3」に改め、 「斜里町字川上川上小学校1」を削り、			
道 人 事 委 員 会 告 示							
北海道人事委員会告示第7号 昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。 平成28年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 第2項第6号の次に次の1号を加える。 (7) 警察本部に勤務する医師である職員 第3項第8号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。							
北海道人事委員会告示第8号 平成27年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。 平成28年3月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 石狩振興局管内の項中 「当別町字弁華別弁華別小学校1当別町字弁華別弁華別中学校1」を削り、胆 振総合振興局管内の項中 「洞爺湖町洞爺湖温泉洞爺湖温泉中学校1」を削り、渡 島総合振興局管内の項中 「八雲町熊石鮎川町熊石高等学校1」を削り、檜							

遠軽町丸瀬布中町 遠軽町丸瀬布東町 遠軽町丸瀬布新町 丸瀬布学校給食センター 丸瀬布小学校 丸瀬布中学校 1 1 1 を 遠軽町丸瀬布東町 遠軽町丸瀬布新町 遠軽町丸瀬布新町 丸瀬布小学校 丸瀬布中学校 丸瀬布学校給食センター 1 1 1 に改め、 雄武町字幌内 幌内小学校 2 を削り、十 勝総合振興局管内の項中 土幌町字上音更西3線 北中音更小学校 1 、 上土幌町字居辺東15線 北門小学校 2 及び 浦幌町字オコッペ 厚内小学校 2 を削り、釧 路総合振興局管内の項中 釧路市阿寒町仁々志別32線 釧路市阿寒町徹別中央34線 仁々志別小学校 中徹別小学校 3 3 及び 標茶町字阿歴内原野基線 標茶町字阿歴内原野基線 阿歴内小学校 阿歴内中学校 3 3 を削り、根 室振興局管内の項中 別海町本別海 別海町本別海 別海小学校 別海中学校 2 2 を削り、 中標津町計根別本通東8丁目 中標津町計根別本通東8丁目 計根別学園小学部 計根別学園中学部 1 1 を 中標津町計根別本通東8丁目 計根別学園 1 に改める。	うに改正し、平成28年4月1日から施行する。 平成28年3月31日 北海道人事委員会委員長 田 信 知 後志総合振興局管内の項中 余市町栄町 栄小学校 を削り、上 川総合振興局管内の項中 中富良野町字中富良野 南中小学校 を削り、十 勝総合振興局管内の項中 新得町西2条南7丁目 新得高等学校 を 新得町西2条南7丁目 新得町西2条南7丁目 新得高等学校 新得高等支援学校 に改める。
道 労 働 委 員 会 訓 令	
北海道人事委員会告示第9号 平成27年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のよ	北海道労働委員会訓令第1号 行政不服審査法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。 平成28年3月31日 北海道労働委員会会長 成 田 教 子 行政不服審査法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令 （北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正） 第1条 北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。 第31条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。 別記第5号様式中 北海道個人情報保護条例第 条第 号該当 を 北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当 に、 「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決

定の」を「裁決の」に改める。 別記第6号様式中 「<table border="1"><tr><td>北海道個人情報保護条例第 条第 号該当</td></tr></table>」を 「<table border="1"><tr><td>北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当</td></tr></table>」に、 「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。 別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。 別記第8号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第11号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。 別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。 別記第22号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「第40条」を「第40条第1項」に改める。 別記第23号様式及び別記第24号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「決定）」を「裁決）」に改める。 （北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部改正） 第2条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程（平成10年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第14条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。 別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。 別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第10号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異	北海道個人情報保護条例第 条第 号該当	北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当	議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。 別記第11号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。 別記第12号様式及び別記第13号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「決定）」を「裁決）」に改める。 附 則 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後のそれぞれの規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 北海道労働委員会訓令第2号 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年3月31日 北海道労働委員会会長 成 田 教 子 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令 北海道労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 目次中「第51条」を「第51条の2」に改める。 第51条の次に次の1条を加える。 （文書の取扱いに関する規定の準用） 第51条の2 事務局における文書の取扱いに関して、この章に定めのないものについては、北海道の関係規則等を準用する。 別表第1中「異議申立て」を「審査請求」に改める。 附 則 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
北海道個人情報保護条例第 条第 号該当			
北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当			
道 公 安 委 員 会 規 則			
北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月31日 北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三 北海道公安委員会規則第6号 北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則			

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別		警 察 官					警察官以 外の職員	合 計
		警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計		
北海道警察本部		170	255	1,248	479	2,152	553	2,705
札幌市警察部		(2)	(8)	(9)		(19)	(6)	(25)
サイバーセキュリティ 対 策 本 部		2	3	6		11	3	14
北海道警察学校		12	14	47	270	343	30	373
札幌方面警察署		101	218	2,314	1,551	4,184	244	4,428
計		285	490	3,615	2,300	6,690	830	7,520
函館方面	本 部	19	41	147	47	254	60	314
	警察署	22	39	395	202	658	43	701
	計	41	80	542	249	912	103	1,015
旭川方面	本 部	19	41	161	53	274	64	338
	警察署	27	58	589	279	953	70	1,023
	計	46	99	750	332	1,227	134	1,361
釧路方面	本 部	23	43	180	49	295	65	360
	警察署	24	48	524	291	887	60	947
	計	47	91	704	340	1,182	125	1,307
北見方面	本 部	17	33	99	21	170	48	218
	警察署	15	29	254	119	417	31	448
	計	32	62	353	140	587	79	666
合 計		451	822	5,964	3,361	10,598	1,271	11,869

- 注 1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。
2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。